

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
 岩手県監査委員 神 崎 浩 之
 岩手県監査委員 寺 沢 剛
 岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 文化スポーツ部スポーツ振興課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年6月16日

イ 本監査実施日 令和2年7月28日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年8月28日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料、公園施設使用料及び公園占用使用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが16件、192,373円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後、調定手続の進捗状況を確認することができる一覧表を作成し、正担当者以外の複数職員がチェックするとともに、調定票との突合による確認を行うこととした。 併せて、企画室においても、年度末に複数年使用許可となっている事例について所属と情報共有を行うとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止の徹底に努める。 また、再発防止に向けた職員の意識啓発及び会計実務能力の向上を図るため、引き続き職員を対象とした会計実務研修会を定期的を実施し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年6月10日及び同月11日

イ 本監査実施日 令和2年7月22日

（3） 監査結果の公表の日 令和2年8月28日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の執行に当たり、契約内容が不明確であり、また、変更事由発生後変更契約を行っておらず、その結果、不十分なまま完了確認を行うなど不適当なものがあって、適正な事務の執行に努められたい。	次のとおりチェック体制を強化することとし、今後の再発防止に努めることとした。 ア 企画コンペによる委託契約の仕様書の作成に当たっては、委託事業者の公募の際に定めた事業骨子を記載した仕様書と企画コンペの際に委託事業者が提出した事業概要を踏まえ、事業の詳細が規定されているかなどを総括主査がチェックを行う。 イ 契約後、委託事業者と事業内容について打合せを行っ

た際には、打合せ記録簿に内容を記録することとし、毎月末、産業振興室長が当該委託契約に係る進捗状況について、変更契約の要否も含め確認する。

ウ 完了確認の際には、仕様書と実績報告書の内容に齟齬がないか、新たに整備したチェックリストにより、担当及び総括主査が相互に確認する。

3(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年5月7日及び同月8日

イ 本監査実施日 令和2年7月7日

(3) 監査結果の公表の日 令和2年8月28日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	借上げ公舎に関する財産の取得報告を行い、令和2年5月28日に準用財産登録が完了した。今回の事案については、事務を担当している管理課において、準用財産登録が必要との認識が不足していたことが原因であり、組織として財産管理事務の習熟に努め、同様な事案の再発防止を図ることとした。